

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 21 年 4 月 14 日

分任支出負担行為担当官 関東地方整備局

荒川上流河川事務所長 古賀 俊行

◎ 調達機関番号 020 ◎ 所在地番号 11

1 調達内容

(1) 品目分類番号 14

(2) 借入件名及び数量

荒川上流電子複写機賃貸借及び保守 23

台 保守及び消耗品供給を含む。

(3) 借入物件の特質等 入札説明書による。

(4) 借入期間 平成 21 年 7 月 1 日から平成 26 年
3 月 31 日まで。

(5) 借入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 上記(2)の物品を入札に付する。

入札金額は各社において設定するそれぞれ
一台当たりの月額賃貸借料及び保守料を記載
すること。(小数点以下も含むことができ
る。) 落札の決定に当たっては、月額の賃貸

借料に、当所の提示する月間コピー予定枚数を、入札書に記載された入札金額に従って計算した保守料の対価を加えた総価で行うので、当該総価と上記の単価を併せて記載すること。

なお、落札価格は入札書に記載された金額（単価）に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資

格) 「役務の提供等」の A 又は B の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 当該借入物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績があることを証明した者であること。

(5) 当該借入物品に関し、アフターサービス・メンテナンス(迅速な修理及び一定期間の部品の供給等)体制が整備されていることを証明した者であること。

なお、本調達物件を第三者をして賃貸及び保守をしようとする者にあつては、第三者をして賃貸及び保守ができる能力を有することを証明したものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒 350-1124 埼玉県川越市新宿町3-1-2
国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川
事務所 経理課 契約係 久 雄一
電話 042-246-6372 内線 224

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を上記（1）に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記（1）にその旨連絡すること。持参による場合は、上記（1）に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記（1）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。交付は、8時30分から17時15分まで。

(3) 証明書等の受領期限

平成21年5月26日13時00分

(4) 入札書の受領期限

平成21年6月11日16時00分

(5) 開札の日時及び場所 平成21年6月12日10時00分 荒川上流河川事務所 入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 入札に参加を希望する者は、必要な証明書等を上記3(3)の受領期限までに、上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 落札対象 証明書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐えうる
と判断した証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効 競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札並びに入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 手続における交渉の有無 無

(9) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshiyuki Koga Director of Arakawa-Joryu River Office

- (2) Classification of the products to be procured: 14
- (3) Nature and quantity of the products to be leased: Digital copying machines 23 units. Included maintenance and delivery of consumer goods
- (4) Lease period: From 1 July, 2009 through 31 March, 2014
- (5) Lease place: as in the tender documentation
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
- ① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
 - ② have Grade A or B on "Provision of services" in Kanto Koushinetsu Area in terms of qualification for Participating in

tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency).

③ not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.

④ have proven to have actually leased or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned.

⑤ have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned.

should suppliers a third party to rent the products requested through this notice, they shall prove to have the ability to rent the products concerned the-

mselves and a third party.

- (7) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 13:00 26 May, 2009
- (8) Time-limit for tender: 16:00 11 June, 2009
- (9) Contact point for the notice: Yuichi Hisashi Contract Division, Arakawa-joryu River Office, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3-12 Arajukumachi, Kawagoe-Shi, Saitama-Ken, 350-1124 Japan TEL 049-246-6372 ex.224